

「(仮称) 小田原市市民活動・協働応援制度」について (案)

※記載のない項目は、前回会議資料 2-2 のとおりです。

1 制度の目的

- ①市民活動団体が単独もしくは協働で実施する事業を財政的に支援することにより、市民活動の活性化と自立を促すとともに、
- ②自立した市民活動団体の発意で行政との協働に取り組む制度を運用することにより、新しい発想や柔軟性、専門性等を施策に十分に活かし、
- ①+②もって地域社会の課題解決や新たな市民サービスの創出を促進し、市民の創意を活かした市民主体のまちづくりを進めることを目的とする。

2 応援メニュー

(1) スタートアップコース

市民活動団体が、主に単独で取り組む事業を新たに支援するコース。

(2) ステップアップコース

市民活動団体が、主に単独で取り組む発展的な事業を支援するコース。

(3) 市民タイアップコース

市民活動団体が、行政以外の他主体と協働で取り組む事業を支援するコース。

(4) 市民×行政コラボアップコース

市民活動団体が、行政を含む他主体と新たに協働で取り組む事業を支援するコース。

(5) 市民×行政協働コース

市民活動団体が、行政を含む他主体と協働で事業を実施するコース。

(自立した団体が行政と協働するコースで、支援ではなく提案の機会を確保するためのもの)

3 申請できる団体

全コース共通

- ・小田原市を中心として市民活動*を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民(本市に在学、在勤、在活動する方を含む)で構成する、直接的に営利を目的としない団体
- ・公序良俗に反する活動を行っていない団体
- ・暴力団ではなく、かつ代表者等が暴力団員ではない団体

スタートアップコースのみ

- ・申請の時点で、団体の設立から3年以内の団体(ただし、申請しようとする事業について、開始から1年を経過していない場合は、設立から3年以上経過していても申請できる)

市民×行政コラボアップコース、市民×行政協働コースのみ

- ・原則として、申請時点で少なくとも1年以上継続して市民活動を行っている団体

※小田原市市民活動推進条例における「市民活動」の定義

「市民活動」とは、市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

4 対象経費

事業の実施に直接必要な経費が対象（団体の維持・運営に要する経費は対象外）

<対象となる経費及び具体例>

対象経費項目	具 体 例
謝礼	事業で招聘する外部の講師、指導者等へのお礼
交通費	事業の講師、指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費 等 ※団体内部の講師・指導者を含む ※事業への参加者の交通費や宿泊費は対象外
消耗品費	1回または短期間の使用により消耗するもの 備品の基準（備品購入費欄参照）に該当するもののうち単価が3万円未満のもの
印刷製本費	事業の募集案内や広報ポスター、事業の報告書等、事業に係る資料コピー費 事業に係る冊子作成のための印刷製本費 等
食糧費	事業の実施に必要不可欠と認められる食品材料費 事業で招聘する外部の講師への講演当日の飲食代
通信運搬費	事業に係るもの（募集案内、資料、備品等）を送付するための、切手代や物品宅配料 事業において使用した電話代やメール費用 等
保険料	事業でイベント等を行う場合の来場者・参加者保険 事業で招聘する講師や指導者が加入する損害賠償保険 等
使用料及び 賃借料	事業で使用する会議室、施設、器具等の使用料 事業で使用するバス等の借上げ料 等
備品購入費	事業の実施に必要不可欠と認められるもので、管理責任者を明確にしたもの 品質形状が変わることなく、比較的長期間（概ね1年以上）使用・保存できるもの のうち、3万円以上のもの
人件費 ※市民×行政 協働コース のみ	事業期間中、事業に直接的に関わる者に対して支払われる経費 （従事する内容等に応じて、賃金または有償ボランティアとして積算） （内部打合せや、今まで無償で行ってきた活動に関わる人件費は対象外）

<対象外の経費及び具体例>

◆団体の事務所等の維持に要する経費

事務所の家賃、事務所の光熱水費など

※事務所と事業の実施場所が同じ場合は、事業での使用頻度に応じて時間・面積などで按分し事業経費として計上することができる。

◆団体の経常的な運営に要する経費

団体の会議費、会員への会報郵送料、会議の茶菓子代など

◆人件費（市民×行政協働コース以外）

事務員の人件費、事業に必要なアルバイト賃金など

5 行政によるテーマ等の設定

行政が関わる2つのコースにおいては、行政側が認識している地域課題を市民活動団体と共有するため、「キーワード」及び「参考事業テーマ」を設定する。なお、いずれのコースにおいても、設定された「キーワード」及び「参考事業テーマ」に関わらず、団体は自身が認識している地域課題の解決に向けた企画提案を行うこともできる。

市民×行政コラボアップコースにおける「キーワード」の提示例

キーワード	協働の促進
事業の例	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体が参加する協働研修会の開催 「協働事業のガイドライン」のさらなるPR
所管課	地域政策課 (Tel0465-33-1458)

市民×行政協働コースにおける「参考事業テーマ」の提示例

参考事業テーマ	協働研修会開催事業
事業の目的	市民活動団体、地域、事業者、行政における協働の促進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体が参加する、協働研修会を開催する。 研修会において、マッチング交流会を併催する。
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 協働について学ぶ場やきっかけが少ない。 協働に向けて異なる主体間（団体と地域、団体と事業者など）で出会うきっかけが少ない。 協働事業のガイドラインのさらなる周知・活用を図る必要がある。
市民活動団体に期待する役割	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の企画・運営 研修会講師の選定 マッチング交流会におけるコーディネーター
市の役割（案）	<ul style="list-style-type: none"> 広報 研修会の会場確保 経費の負担
事業費（案）	100,000円
事業期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
所管課	地域政策課 (Tel0465-33-1458)